高　規　格　救　急　自　動　車

仕　様　書

笛吹市消防本部

第１　総　　則

１　目　　的

高規格救急自動車仕様書（以下「仕様書」という。）は、笛吹市消防本部（以下「当本部」という。）が、平成２０年度高規格救急自動車（以下「車両」という。）１台を購入するにあたり、これに使用する車両本体、取付け品、積載品、付属品及び本体艤装に関する仕様について必要な事項を定めることを目的とする。

２　概　　要

車両は、傷病者搬送を中心とした車両とは異なり、プレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上の応急処置）の充実を図り、傷病者の救命率向上を図ることを目的として製作する。また、救急救命士法（平成３年４月２３日法律第３６号）による、救急救命士の高度な救急処置及び救急隊員の応急処置範囲の拡大に対応して、最新の救急資機材、医療機器を適切に配置積載した４輪駆動車両とする。

３　適用法令

車両は、道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）その他関係法令、通達に適合した緊急自動車とする。

４　提出書類

（１）受注者は、車両の製作に先立ち仕様書に基づき次の製作書類を当本部に速やかに提出するものとする。

ア　製作工程表（中間検査及び完成検査予定日を記入すること）
イ　艤装外観図　　３部
ウ　装備取付図　　３部
エ　シャーシ関係図　　３部
オ　その他当本部の指示するもの

（２）受注者は、車両が完成した時は、次の完成図書を当本部に速やかに提出するものとする。

ア　(1) のア～オに掲げた図書
イ　取扱説明書（シャーシ、資機材関係）
ウ　その他当本部が指示するもの

５　検　　査

（１）検査は、中間検査及び完成検査とする。
（２）検査は、当本部の指示に従って受けるものとする。
（３）検査を受けようとするときは、１４日前までに当本部へ連絡すること。
（４）検査に必要な測定機器は、製作者において事前に準備すること。
（５）中間検査及び完成検査を受ける際、隠ぺい部で確認が出来ないものは、写真を提出すること。
（６）検査の結果、当本部が不合格と認めた場合は、直ちに改修のうえ再検査を受けなければならない。

６　保　　証
（１）納入後、１年以内に故障が生じた場合は、受注者の責任において必要な処置を講じるものとする。
（２）保証期間満了後、設計又は材質等の不備に起因すると認められる不具合箇所については、受注者が無償で改善策を施すものとする。

７　事故防止
受注者は、車両の製作及び移動にあたっては、事故防止に万全を期し、万一事故が発生した場合は、速やかに当本部に連絡するとともに、その人的、物的被害について全ての責任を負うものとする。

８　その他
（１）仕様書に基づかない取付品、付属品の追加又は変更については、当本部と協議し、指示を受けるものとする。
（２）メーカーが公表した仕様及び艤装は、仕様書にかかわらず施行するものとする。
ただし、この場合重複するものにあっては仕様書で指定したものとする。
（３）　納車までにかかる諸費用及び無線機、又本部で指定する救急資機（器）材の移設費用等は契約金額の中に含むものとする。
（４）車載無線機一式は本部から業者に貸与するもの。
（５）スタッドレスタイヤ及びホイルは契約金額の中に含むものとする。
（６）納入は、契約の日から起算して１９６日とし、納入場所は当本部とする。

第２　仕　　様

１　救急業務実施基準（昭和３９年３月３日付自消甲教発第６号通知）第９条に定める要件に適合するものであること。

２　サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和４５年６月１０日付消防防第３３７号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。

３　車両、装備及び付属品は、当本部が貸与する資機（器）材以外は全て新規製品のものであること。

４　車体は、全有蓋で密閉式構造のものであること。

５　車内の照明は、傷病者の病状及び救急隊員の業務遂行に支障のない照度を有するものであること。

６　車体後部は、ストレッチャーによる搬送が容易に行われる構造のものであること。

７　主要諸元

車両の主要諸元は、次のとおりとする。

（１）エンジン　　ガソリン車
（２）総排気量　　２，６００cc以上
（３）最高出力　　１５０Ｐｓ以上
（４）駆動方式　　４輪駆動方式（ＡＢＳ装置付）
（５）変速装置　　オートマチック
（６）タ イ ヤ　　ラジアルタイヤ
（７）ステアリング　　パワーステアリング（右ハンドル）
（８）車両総重量　　３，４２０kg以下
（９）車両寸法
　ア　全　長　　５，７００㎜以下
　イ　全　幅　　２，０００㎜以下
　ウ　全　高　　２，５００㎜以下
(10) 患者室寸法
　ア　全　長　　４，１１０㎜以下
　イ　全　幅　　１，８００㎜以下

ウ　全　高　　１，９００㎜以下

(11) 乗車定員　　８人以下

8　外　　装

（1）前　　面

ア　前面屋根部には、容易に視認できる大型散光式警光灯を設けること。

イ　前面ボデー中央部に消防章を取付けること。

ウ　フロントバンパーにＬＥＤ赤色点滅灯２個を取付けること。

（2）ド ア

ア　運転席の左右側面、傷病者室の左側面及び後面にドアーを設けること。

イ　傷病者室の左側面ドアーは、スライド式に開閉でき、乗り降り及び各種資機材（メインストレッチャーを除く）の出し入れに支障のない十分な幅、高さを有すること。

ウ　後面ドアーは、メインストレッチャー等の出し入れに支障のない十分な幅、高さを有すること。

（3）ガ ラ ス

窓ガラス（運転席を除く）の下方約３分の２は、曇りガラス又はこれと同等な目隠し処置を施すこと。

（4）後　　面

ア　後面屋根部には、容易に視認できる大型散光式警光灯を２個設けること。

イ　後方向け赤色ＬＥＤ点滅灯を設けること。

ウ　リアバンパーには傷つき防止版を設けること。

（5）側　　面

ア　側面作業灯を設けること。

イ　後側面部赤色ＬＥＤ点滅灯を設けること。

（6）取 付 品

サイドバイザー（左右）及び泥除け（全輪）を取付けること。

9　内　　装

（1）運 転 室

ア　運転室の座席は、２座席（右側を運転席、左側を隊長席）とし、それぞれに３点式シートベルトを設けること。

イ　運転席と患者室が往来できるウォークスルー機構とすること。

ウ　サンバイザー、２段式ルームミラー、ナビゲーションシステム、電流計、電圧計、ラジオ、時計、書類整理箱（助手席横又は後部）を取付け

ること。

（２）患 者 室

ア　座席の配置は、患者室のストレッチャー頭部側にドクター席を１座席配置し、シートベルトを設けること。

イ　患者室左側に同乗者用跳ね上げ式席を１座席及び２人～３人掛け横向きサイドシートを配置し、シートベルトを設けること。

ウ　患者室内にパイプ式グリップを設けること。

エ　固定式輸液ビンホルダーを患者室に４つ設置すること。

（３）資機（器）材等の収納庫

ア　構造は堅牢で、かつ、走行中の振動により異音等が少ないものとすること。

イ　寸法精度が高く、歪み又は隙間等が少ないものとすること。

ウ　外面及び内面には、収容物に損傷及び障害を与えるおそれのある鋭利な突起物等のない構造とすること。

エ　各扉及び引き出し等には、走行中の振動又は内容物の移動により解放しない固定装置を設けること。また、固定装置は機能が確実で、かつ、容易に固定及び解放ができるものとする。

オ　内面には、必要に応じ積載品の固定装置及び緩衝材を設けること。

カ　各収納庫等には、名札入れを付けること。

キ　バックボードの収納にあっては、ストレッチャーサイドに固定装置を設けること。

10　次に掲げる機能を有するストレッチャー積載架台を有するものであること。

（１）メインストレッチャーを確実に固定し、かつ、容易に解除できる固定装置を設けること。

（２）仰臥位の傷病者の体位変換が可能であること。

（３）加速時等に生ずる揺れを十分に吸収できる防震ベッド構造であること。

（４）架台は、移動が可能な構造とし、操作スイッチ等は操作しやすい位置に設けること。

11　電装品関係

（１）運転席と助手席間に、電子サイレンアンプ、電動サイレン、大型散光式警光灯、その他各種電装品のスイッチ等を集中配置し運転席と助手席から容易に操作ができる構造とすること。

（２）赤 色 灯

ア　大型散光式警光灯を取り付けること。

イ　上記、警光灯にはＬＥＤ点滅等を内蔵すること。

ウ　フロントバンパーにＬＥＤ赤色点滅灯２個を取付けること。
エ　後部にＬＥＤ赤色点滅灯を２個取り付けること。
オ　上記以外の赤色灯を追加する場合は別途協議する。

（３）電子サイレン

ア　電子サイレンは、３音式(ピーポー・住宅モード・ウー音)50W型とすること。
イ　スピーカは前向きに２個組込むこと。
ウ　運転席に１音式サイレン（ウー音）のみのスイッチを取付けること。
エ　運転席にイエルプ音のリモートスイッチを取付けること。
オ　運転席側にフレキシブル型拡声マイクを取付けること。

（４）電動サイレン

ア　サイレン本体の取付け位置は、車両前部の下方とすること。
イ　足踏スイッチは、隊長席付近の床に設けること。

（５）照明灯等

ア　サーチライト

３５W以上マグネット式サーチライト（コード5m付）を後部ドアー内部に設けること。

イ　ランプ類

（ア）運転室に10W以上の室内灯を天井に設けること。
（イ）助手席にフレキシブルアーム式のマップランプ（10W）を設けること。
（ウ）患者室に必要数の蛍光灯を設けること。
（エ）患者室に、サージカルランプ（21W）２灯を設けること。

ウ　照明灯

患者室の側面ドアー及び後部ドアー付近にそれぞれ１個の合計２個を設けること。

（６）コンセント

ア　外部入力電源コンセントを設けること。
イ　交流100Ｖコンセントを、患者室内の使用に適した場所に必要個数設けること。
ウ　直流 12Ｖコンセントを、運転席、患者室内の使用に適した場所に必要個数及び予備コンセントを設けること。

（７）バックブザー

解除スイッチ付バックブザーを車両後部に取付けること（音声入り）。

（８）サイドフラッシャーランプ

左右に、サイドフラッシャーランプを取付けること。

（9）ヒューズボックス

ヒューズボックスを増設し、取付け機器はすべてヒューズを通し、各ヒューズには、名称を入れること。

(10) 電圧変換用インバーター

ＤＣ・ＡＣインバーターを設けること。

(11) バッテリー

ア　バッテリーは資機材に必要な電気容量を確保できるもので、容易に点検整備が行える構造とすること。

イ　バッテリーを良好な状態で維持管理するため、バッテリー自動充電器を取付けること。

12　温冷蔵庫

患者室内の使用に適した場所に設けること。

13　エアコン

運転席用のほかにオーバーヘッドタイプのカーエアコンを患者室に装備すること。また、スイッチは運転席でも操作できるものとする。

14　ヒーター

運転席のほか、患者室用に別に吹出し口を設け、スイッチは運転席でも操作できるものとすること。

15　ベンチレーター

ファン付ベンチレーター（排出）を患者室に設け、スイッチは患者室で操作できるものとすること。

16　手洗い装置

（1）手洗い装置を、患者室に設けること。

（2）清水タンクは、着脱が容易で内部に残水しにくい構造とすること。

（3）手洗い装置には、液体石鹸用の容器を設けること。

（4）手洗い装置の下部に汚水タンクを設け、容易に着脱出来る構造とすること。

（5）タオル掛けを設けること。

17　酸素吸入器具装置

（1）酸素ボンベ固定装置は、酸素ボンベ（10Ｌ・2本）をそれぞれ個別に着

脱できる構造とすること。
（２）酸素吸入装置は、隊員の活動に支障とならない位置に取付けること。
（３）患者室に酸素ボンベ切換装置を設けること。
（４）酸素配管は、電装品等から十分な距離をとり、主とし内板等の内側に配管し室内に露出しない構造とするとともに、患者室内の使用に適した位置に酸素取出し用接続口を設けること。

18　無線機の取付け装置
（１）運転室の指示する場所に無線機等一式を体裁よく組み込み、取付け配線しておくこと。
（２）ルーフ中央部に無線アンテナを取付け、下部に点検口を設けること。
（３）アンテナ取付け位置及びバッテリー収納位置の２ケ所から助手席足元部までそれぞれ配管を施すこと。
（４）患者室に無線送受話器用のハンドセット、コネクターを取付け配管を施すこと。
（５）無線機専用電源を設置すること
（６）無線機雑音防止工事を施すこと。
（７）無線機等の取付け等については、当本部の保守業者と充分なる打ち合わせを行い、取付けるものとすること。

19　車載吸引器
患者室のストレッチャー頭部右側付近に設置すること。

20　車載血圧計
患者室の右側付近に設置すること。

21　車載時計及び湿度計
患者室の右側付近に設置すること。

22　携帯電話
患者室のストレッチャー頭部右側付近に設置すること。

23　心電計
患者室内の使用に適した場所に設けること。

24　自動体外式除細動器

患者室内の使用に適した場所に設けること。

25　人工呼吸器

患者室内の使用に適した場所に設けること。

26　名　　板

（１）スイッチ類には、名称及び「入」「切」又は「ＯＮ」「ＯＦＦ」の表示を施すこと。

（２）当本部の指示する計器類には、当本部で指示する名称を表示すること。

27　塗装関係

（１）車体の塗装は白色とし、完全防錆処置を行い、上質塗料で入念に吹き付け、仕上げをすること。

（２）車体周囲の中央部には，朱色のベルトライン（幅、約 50 ㎜～約 70 ㎜の反射テープ）を入れること。

28　記入文字

（１）両側ドア部には、笛吹救急(概ね７０ｍｍ×７０ｍｍ)・患者室両側部、笛吹市消防署(概ね１５０ｍｍ×１５０ｍｍ)・後部ドア部に笛吹市消防署(９０ｍｍ×９０ｍｍ)と記入する。

　なお、対空文字、笛吹救急等についての文字、位置、大きさについて別途協議する。

（２）字体は、別途協議すること。

（３）字色については別途指示する。

（４）右側サイドパネル上部及び左側スライドドア上部に、当消防本部が指定する文字を記入する。

　なお、字色、大きさについては別途協議する。

29　装備品及び付属品

（１）車両付属品は、公表標準装備品の他、別表第１により装備するものとする。

（２）救急装備品は、公表標準装備品の他、別表第２、第３、第４により装備するものとする。

　なお、上記装備品及び付属品の詳細については、落札業者と別途協議のうえ決定する。